

の連携を図る。

歯科健診についても、計画的に実施し、その結果を記録して保護者に伝えることが必要である。歯や口の健康は、生涯にわたる健康づくりの基盤であり、歯磨き指導についての計画を作成するなど、保護者や子どもが健康を維持するための方法や習慣について関心をもつことができるよう援助することが大切である。

### (3) 疾病等への対応

- ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- エ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。

保育所における子どもの疾病等への対応は、保育中の体調不良のみならず、慢性疾患に罹患している子ども等を含めて、子どもの生命保持と健やかな発育、発達を確保していく上で極めて重要である。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ることが必要である。

### ① 保育中に体調不良や傷害が発生した場合

保護者に子どもの状況等を連絡するとともに、適宜、嘱託医やかかりつけ医と相談するなどの対応が必要である。特に、高熱、脱水症、呼吸困難、痙攣といった子どもの症状の急変や、事故など救急対応が必要な場合には、嘱託医やかかりつけ医又は適切な医療機関に指示を求めたり、受診したりする。また、必要な場合は救急車の出動を要請するなど、状況に応じて迅速に対応する。そのために、子どもの症状に対して、全職員が正しい理解をもち、基本的な対応等について熟知することが求められる。

なお、平時から保護者の就労状況や家庭の事情などを踏まえ、あらかじめ連絡体制を確認しておくなど、様々な家庭の状況に配慮して適切に対応することも必要である。

### ② 感染症の集団発生予防

#### 【保育所における感染症】

保育所は、乳幼児期の子どもたちが毎日長時間にわたり集団生活をする場所であり、午睡や食事、遊びなど、子ども同士が濃厚に接触する機会が多い。抵抗力が弱く、身体の機能が未熟である乳幼児の特性等を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づく感染予防のための適切な対応が求められる。

## 【感染経路対策】

感染症の流行を最小限にするためには、飛沫感染対策として、換気をこまめに行う。また、咳やくしゃみなどを人に向けないようにする。マスクが無くて咳などが出そうな時はハンカチなどで口を覆う等の咳エチケットを、日常生活の中で子どもたちが身に付けられるようにしていく。

空気感染対策としては、水痘、麻疹、結核といった空気感染する感染症が疑われる場合には、その子どもをすぐに他の子どもたちとは別保育とし、換気を行う。保護者に連絡して受診を勧める。

接触感染対策としては適切な手洗いを行うことが最も重要であり、正しい手洗いの方法を身に付けさせる必要がある。

人の血液などを介して感染する感染症の予防では、血液や汗を除く体液（喀痰、尿、糞便等）などに触れる時には、必ず使い捨て手袋を着用し、手袋を外した後には流水と石けんで手洗いを行い、血液等が触れた場所は消毒するといった「標準予防策」をとる必要がある。

## 【予防接種の勧奨】

予防接種は、感染症予防にとって非常に重要なものである。特に保育所においては、嘱託医やかかりつけ医の指導の下に、年齢に応じた計画的な接種についての情報提供を行うことが重要である。

## 【予防接種歴、感染症歴の把握】

保育所に入所する際には、母子健康手帳等を参考に、一人一人の子どもの予防接種歴や感染症の罹患歴を把握し、その後、新たに接種を受けた場合や感染症に罹患した場合には、保護者から保育所に報告してもらい、情報を共有することが大切である。

## 【感染症の疑いのある子どもへの対応】

保育所では、感染症の疑いのある子どもについて、嘱託医の指示を受けるとともに、保護者との連絡を密にし、医務室等にて他の子どもと接触することのないように配慮したり、消毒を行ったりするなど、適切な処置をすることが求められる。

保護者に対しては、かかりつけ医等の診察、治療や指導を受けるよう助言し、感染症に罹患していることが確定した時には、嘱託医やかかりつけ医の指示に従うよう協力を求める。また、嘱託医の指導の下に、他の保護者にも情報を提供し、感染の有無、経過観察等について理解を求めることが重要である。

(参考)

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

## 【出席停止期間及び関係機関との連携】

---

いわゆる学校感染症として定められた感染症に罹患した子どもが登所を再開する時期については、学校保健安全法に基づく出席停止期間を目安とすることを基本とする。

感染症が発生した場合には、嘱託医などの指示に従うとともに、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、予防や感染拡大防止等について、その指示に従う。また、保育所や地域の感染症の発生状況等から、嘱託医が、感染症の予防上必要があり、臨時に保育所の全部又は一部の休業が望ましいと判断した場合も同様に、市町村、保健所等に連絡し、情報共有を行いながら、密接に連携し対応する。

(参考)

- 保育所における感染症対策ガイドライン(平成 24 年 11 月厚生労働省)